

㊦ **第4次札幌市長期総合計画** p3, p4, p8, p38, p55, p56, p64, p75

札幌市基本構想に基づいて、2020年（平成32年）を目標年次とする20年間の総合的な施策体系や展開方針などを示した計画。

大量公共交通機関 p32, p40, p41

ある程度まとまった旅客をほぼ定期的に特定の路線を設定して輸送する公共交通機関で、ここでは地下鉄、JRを指す。

㊧ **地域コミュニティ** p23, p26

コミュニティは、地縁、血縁、文化的背景、価値観などに基づく共同体であり、そのうち、地縁的な要素の大きいものを地域コミュニティとする。要求型の住民運動から提案型のまちづくり活動への変化を背景に、地域コミュニティに期待される役割も変化してきている。

地域制緑地 p65, p91

公有地、私有地を問わず、法律や条例などの制度によって、良好な緑地が保全される場所。

地区計画 p41, p42, p49, p53

地区の特性に合わせた良好な都市環境の維持・形成を図るため、区画道路、小公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模など、きめ細かな地区のルールを定める都市計画。

直結給水方式 p70

マンションなどの建物で受水槽や高置水槽を経由せず配水管から蛇口まで直接給水する方式。受水槽などが不要であるため、水槽の清掃や水質管理など衛生管理上の問題が解消されるほか、加圧ポンプの運転に必要なエネルギーを削減することができる。

㊨ **TMO** p80

Town Management Organizationの略。行政や商店街、市民や企業とパートナーシップを組んで魅力と活力ある都心の実現に向けた取り組みを提案・実施するまちづくり機関。

㊩ **特別用途地区** p49

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。特別用途地区内においては、建築基準法に基づき地方公共団体が定める条例により、建築物の用途にかかわる規制が強化又は緩和される。

都市計画区域 p5, p13

「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として、都道府県が指定する区域。本市では、1,121.12km²の行政区域のうち、南西部の国有林等の区域を除く567.89km²が都市計画区域として指定されている。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 p3

都市計画区域について、都道府県が広域の見地から定めるマスタープラン。札幌圏都市計画区域は、札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市、石狩市で構成されている。

都市づくり p2, p3, p4, p5, p8, p9, p16, p17, p20, p22, p24, p25, p32, p36, p39, p44, p57, p62, p65, p78, p79

都市の物的な側面に着目した概念であり、都市空間の整備にかかわる取り組み全般を表す。取り組みの対象としては、道路、建物、公園などの人工的な環境の整備と、緑や水などの自然環境の整備を含む。

なお、「都市づくり」に加え、社会制度・行政制度などのしくみづくりや多様なコミュニティ活動など幅広い内容を含む包括的な概念を「まちづくり」としている。

都心道路の機能分担（トラフィック機能とアクセス機能） p81

都心の限られた空間の中で快適な歩行環境と円滑な自動車交通を実現するため、都心の道路について、自動車の通路としての機能（トラフィック機能）を優先する道路と、沿道建物の出入りや歩行者空間としての機能（アクセス機能）を優先する道路とに分類し、役割分担を行うこと

土地区画整理事業 p14

道路や公園などの公共施設の整備水準が低く、宅地が不整形で利用効率が低い市街地を面的に整備し、安全で快適な市街地を形成するため、個々の宅地を入れ換え、新しく必要になる道路や公園などを造る事業。

㊦ 農用地区域 p66

農業振興地域内の土地で長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地として開発などの行為が制限される区域。

㊦ パークアンドライド駐車場 p56, p58

パークアンドライド（P&R）とは、自宅から地下鉄などの駅までマイカーを利用し、駅近くに駐車して（Park）、地下鉄などに乗り継いで（Ride）目的地に至る方式をいい、マイカー通勤者などが、スムーズに公共交通機関に乗り換えられるように、地下鉄駅周辺などに設けられた駐車場をパークアンドライド駐車場という。

バイオマス p73

再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石燃料を除いたもの。太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであり、生命と太陽がある限り、枯渇しない資源である。

廃棄物系バイオマスには、木くず・紙くず・生ごみ・動物の糞尿・下水汚泥などがある。

バリアフリー p27, p58

公共的建築物や道路、住宅などで、高齢者や障がい者にも配慮された設計のこと。

㊦ 風致地区 p64, p65, p91

都市計画法に基づいて、都市の自然のおもむきを維持するために定められる地区であり、建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制が設けられている。

㊦ ポケットパーク p29

中高層ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

㊦ 緑のセンター p64

市民の庭づくりや園芸の普及振興を目的とした都市緑化植物園として、豊平公園緑のセンター、平岡樹芸センター、百合が原緑のセンターを開設している。

みどりのリサイクル p67

公園や街路樹から発生する枝葉などの植物性廃材を、堆肥などとして有効に活用していくこと。

緑保全創出地域制度 p64, p92

市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化し、土地利用の行為に当たり、それぞれの種別ごとに一定の緑化等の確保を図り、緑ゆたかな都市環境を保全及び創出する制度

㊦ 雪の冷熱エネルギーの活用 p28, p46

冬期間の積雪を貯蔵し、これを熱源とする熱を建築物の冷房や農作物の冷蔵などに利用すること。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、新エネルギー利用等の一つに雪氷熱利用が位置づけられている。

ユニバーサルデザイン p45

高齢者や障がい者のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

用途地域制度 p36, p41, p44, p49, p51

都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定する制度。

リバーシブルレーン p56

ラッシュ時に道路の中心線を移動して、交通需要の大きい方向により多くの車線を配分し、限られた交通容量を効率的に使う運用方法。

緑化協議制度 p64

一定規模の開発を行う場合、既存樹林を一定の割合で保全したり、新たに緑化してもらえよう事業者と協議する制度。なお、現在は、札幌市緑の保全と創出に関する条例の制定に伴い、「緑保全創出地域制度」として充実強化されている。

緑化協定（緑の協定） p64

住宅の敷地などの緑を増やすことについて地域住民と札幌市が協定を結び、お互いに役割分担したうえで緑を増やす活動を共に行っていく制度。市は緑化に対しての技術的アドバイスなどの支援を行う。

緑化重点地区 p64

札幌市緑の基本計画において、「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として位置づける地区。本市では、2004（平成16）年3月に緑の基本計画の変更（追加）を行い、緑化重点地区を位置づけた。

緑化推進地区 p64

札幌市では「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、緑の保全と創出を図ることを目的に活動している団体を緑化推進協議会として認定し、その自主的な活動の支援助成を行っている。緑化推進地区とは、緑化推進協議会の認定に際し、当該協議会が活動する区域として市長が指定した区域をいう。

緑地保全地区 p65, p91

都市緑地保全法に基づいて、良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められる地区であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。このため、損失補償、土地の買い入れの制度が設けられている。

札幌市都市計画
マスタープラン

2004

発行：2004(平成16)年3月
札幌市企画調整局計画部都市計画課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL(011)-211-2506 FAX(011)-218-5113
URL <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/index.html>
E-MAIL toshikeikaku@kikaku.city.sapporo.jp

札幌市都市計画
マスタープラン

2004



2004(平成16)年3月

札幌市



このパンフレットは再生紙を使用しています。



さっぽろ市
01-003-03-931
15-1-81